

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700119号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1700020号

第1 結論

平成元年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成3年3月まで

私の国民年金の加入手続については、私の母が20歳以上の学生についても国民年金の強制加入となる平成元年の法律改正を知り、私が20歳になった同年*月から翌年1月頃までの間にA市B区役所の窓口で行ってくれた。

また、請求期間の国民年金保険料についても、母が、自宅に送られてきた納付書により区役所や銀行の窓口で納付していた。

請求期間が、未加入で未納期間となっていることに納得がいかないもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、請求者の母が、平成元年*月から平成2年1月頃までの間にA市B区役所で行ってくれたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格記録等から、平成3年4月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間当時大学生であったと述べており、国民年金に加入するには任意加入することとなるが、請求者から提出された年金手帳(写)における国民年金の「初めて被保険者となった日」は、学生が強制加入となった「平成3年4月1日」と記載されている上、オンライン記録における資格取得日とも一致しており同日前に資格取得した記録は確認できないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に別の手帳記号番号が払

い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。